

日本脳炎定期接種(特例接種)のお知らせ



この通知は、日本脳炎特例接種対象の高校3年生相当年齢のお子さん(平成14年(2002年)4月2日～平成15年(2003年)4月1日生まれ)の保護者の方にお送りしています。

日本脳炎定期接種は、接種による副反応の報告があったことなどから、平成17年(2005年)から平成21年(2009年)まで積極的な勧奨を行いませんでした。その後、新たなワクチンの開発により、通常どおりの接種が再開され、平成23年(2011年)5月の予防接種法の改正により、特例接種対象年齢の方が日本脳炎の接種回数4回を受けていない場合、無料で不足回数の接種が受けられるようになりました。

母子健康手帳を確認していただき、接種回数に不足がある場合は、このお知らせをお読みいただき、予防接種の必要性を理解した上で、お子さんの体調の良いときに接種を受けましょう。

八王子市に住民登録がない状態で接種を受けると、全額自己負担となります。なお、転出届の提出日ではなく、転出日から住民登録がなくなりますのでご注意ください。

【予防する病気の特徴】

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスの感染により、突然の高熱、頭痛、嘔吐、意識障害及びけいれん等の症状を示す急性脳炎です。人から人への感染はなく、豚などの動物の体内で増殖したウイルスを、コガタアカイエカ(水田等に発生する蚊)が媒介して感染します。日本脳炎ウイルスは、東南アジア・東アジアに広く分布しています。一般に、日本脳炎ウイルスに感染した場合、およそ100～1,000人に1人が脳炎等を発症すると考えられています。また、致命率20～40%程度であり、神経学的後遺症を残す例が多いです。

【ワクチンの効果】

ワクチン接種により、日本脳炎の罹患リスクを75～95%減らすことができると報告されています。

【標準的な接種年齢・回数・間隔】

- 接種年齢
1期:6か月(6か月の誕生日の前日)～7歳5か月(7歳6か月の誕生日の前日)※標準的な接種は3歳から
2期:9歳(9歳の誕生日の前日)～12歳11か月(13歳の誕生日の前日)※標準的な接種年齢は9歳
- 接種回数
1期:3回(初回接種2回と追加接種1回)
2期:1回
合計:4回
- 接種間隔
1期:1回目⇒(中6日以上 ※標準は中6日～28日)⇒2回目
⇒(1期2回目の接種から6か月以上(標準は1年))⇒追加
2期:(1期追加接種から概ね5年後)⇒1回



【接種回数の確認】

上記の接種回数を参考に、母子健康手帳の接種記録をご確認いただき、不足分を接種しましょう。

【特例接種対象期間(年齢)】 19歳11か月(20歳になる前日)まで

【接種間隔】

※接種済回数から未接種分の間隔をご確認ください。

※いつの時点で1回接種済、2回接種済なのか、未接種なのかを判断する基準日は平成23年(2011年)5月20日となります。

- 未接種 1期1回目⇒(中6～28日を空け)⇒1期2回目⇒(概ね1年を空け※6か月以上空ければ接種可)⇒1期追加⇒(概ね5年後※中6日以上空ければ可)⇒2期
- 1回接種済 1期1回目の接種から5年未満の場合
1期2回目⇒(1年後※中6日以上空ければ可)⇒1期追加
⇒(概ね5年後※中6日以上空ければ可)⇒2期
- 1回接種済 1期1回目の接種から5年以上の場合
1期2回目⇒(中6～28日を空け)⇒1期追加⇒(概ね1年後※中6日以上空ければ可)⇒2期
- 2回接種済 (1期2回目の接種から1年後に※中6日以上空ければ可)⇒1期追加⇒(概ね5年後※中6日以上空ければ可)⇒2期
- 3回接種済 (1期追加の接種から概ね5年後※中6日以上空ければ可)⇒2期

【接種することができる医療機関】

八王子市内の個別予防接種実施医療機関(定期に○)へ電話で予約し、接種を受けてください。
また、**町田市、日野市、多摩市、稲城市が契約する医療機関においても接種ができます。**接種を受けようとする医療機関や医療機関がある市のホームページ等で確認し、予約をしてから接種を受けてください。
なお、特別な事情により、市外(町田市、日野市、多摩市、稲城市以外)の医療機関での接種を希望する場合は、事前の手続きが必要ですので保健所健康政策課へお問い合わせください。(電子申請も可能です。)

【当日の持ち物】

- 母子健康手帳
- 健康保険証

【保護者の同伴】

接種日当日は、保護者の同伴が原則です。予診票には保護者が責任を持って記入・署名してください。なお、**保護者が同伴することができない場合は、同意書及び予診票が必要ですので、保健所健康政策課までご連絡ください。**郵送か窓口でお渡しすることができます。

【予防接種の受け方】

●接種前

- ① 接種を受けようとする実施医療機関へ予約をしてください。
※接種日当日に八王子市に住民登録がある方が対象です。
- ② 接種日前日は入浴し、当日は健康状態を確認し清潔な衣服を着用してください。
- ③ 予診票を接種医療機関で受け取り、保護者が責任を持って記入・署名してください。

●接種後

- ① 母子健康手帳に記入された接種の記録の確認をしてください。
- ② 接種後30分程度は医療機関でお子さんの様子を観察するか、すぐに医師と連絡がとれるようにしてください。
- ③ 接種した部分は軽く押さえる程度にしてください。もむ必要はありません。
- ④ 接種当日は激しい運動を控えてください。入浴は差し支えありませんが、接種部位を強くこすらないでください。

【接種することができないお子さん】

- ① 発熱している。※37.5℃以上は接種できません。
 - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかである。
 - ③ 麻しん(はしか)、風しん、水痘(みずぼうそう)またはおたふくかぜにかかり、治ってから4週間以上が経過していない、もしくはこれらに感染している確率が高い。
 - ④ 生ワクチンを接種してから中27日以上経過していない。※4週間後の同じ曜日から接種可能
 - ⑤ 他の不活化ワクチンを接種してから中6日以上が経過していない。※1週間後の同じ曜日から接種可能
 - ⑥ 以前に、接種液の成分でアナフィラキシー(注)を起こしたことがある。
 - ⑦ 医師が適当でないと判断した。
- ※①～⑤に該当する場合は、医療機関に行かずに予約の変更(延期)をしてください。

【医師と相談が必要なお子さん】

- ① 心臓血管系、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患がある。
 - ② 過去の予防接種で2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状が出たことがある。
 - ③ 接種液の成分に対してアレルギーを起こす恐れがある。
 - ④ 今までにけいれんの症状を起こしたことがある。
 - ⑤ 今までに免疫不全の診断がされている場合や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる。
 - ⑥ 輸血やガンマグロブリンの注射を受けて3か月以上が経過していない。
- ※ガンマグロブリンの大量投与を受けた場合には6か月以上

【副反応と健康被害救済制度】

接種後の副反応は、局所反応として接種した部位の赤み、痛み、腫れ、かゆみがあります。全身反応としては、発熱等があります。

非常にまれですが、アナフィラキシー(注)などの重大な副反応があるといわれています。

通常反応のほか何らかの異常(けいれん・高熱など)が強く出た場合には、速やかに医師の診察を受け保健所健康政策課へ連絡してください。万が一、定期予防接種を受けて重篤な健康被害が発生し認定された場合には、予防接種法の規定に基づき、健康被害に対する給付が行われます。

(注)アナフィラキシー:通常接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のこと。顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、息が苦しい、嘔吐などの症状やショック状態になるような、激しい全身反応のこと。